



形質変更時要届出区域

【起点】

起点は、大阪市淀川区三津屋中二丁目26番10の北側の筆界線上とした。

【格子の回転角度】

起点を支点として、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線を右回りに68°36′回転させて得られる線により調査対象地を区画した。

形質変更時要届出区域図面